

令和元年意匠法改正後の意匠制度活用状況について

The Utilization of the Design System following the 2019 Revision of the Design Act

渡邊知子*

WATANABE Tomoko

【抄録】

令和元年改正意匠法は、令和2年（2020年）4月1日に施行され、まもなく5年が経過する。法改正の目的として、イノベーションの推進とブランド構築のためのデザインの活用促進を掲げ、保護対象の拡大と出願手法の多様化が行われた。具体的には、画像、建築物、および内装が新たな保護対象として加わり、組物の意匠の拡充、関連意匠制度の拡充に関する改正が行われた。

本稿では全体を5つの章に分け、第1章では統計データをもとに、施行日前後における出願・登録件数の増減から見た法改正の影響を検証し、主要国との出願件数の比較等、海外との比較も踏まえて日本の意匠制度の活用状況を概観した。第2章では法改正後の登録意匠について、新たな保護対象に組物を加え、各登録意匠の出願の意図や権利化の効果について考察した。第3章では関連意匠制度の活用状況について、件数の推移に加え、一の基礎意匠に対し多くの関連意匠が登録されている意匠群を中心に、効果的な意匠群の形成手法を考察した。第4章では2023年の登録件数上位企業の登録内容について、出願手法を考察した。最後に5章では最新動向と今後の課題について述べた。

統計データを元にした分析では、全体の出願件数は法改正の影響による増減を確認することはできなかった。一方、新たな保護対象と組物は着実に件数の増加が認められた。各意匠登録を見ると、多岐にわたる意匠創作に対し、各社それぞれ工夫した権利の構築が成されていることを確認することができた。業界毎に扱う製品等が異なることに加え、競合企業、市場にも違いがあり、制度活用のあり方は当然各社異なるものと考えられる。法改正により出願方法の選択肢は大幅に増えた。どのように意匠権を構築することが、イノベーションの推進とブランド構築に資する有効な創作保護に繋がるか検討する。

令和元年改正意匠法は、令和2年（2020年）4月1日に施行され、まもなく5年が経過する。本稿では、施行日前後における意匠登録出願および登録全体の活用状況を俯瞰しつつ、令和元年意匠法改正（以下、「法改正」という。）に

伴い新たに保護対象に加わった、画像、建築物、および内装の分野を中心に、新たに導入された規定および変更内容について、施行後の意匠制度の活用状況を調査し、考察する。

* 弁理士、渡邊知子国際特許事務所

Patent Attorney, WATANABE TOMOKO INTERNATIONAL PATENT OFFICE

※本誌の冊子版はモノクロ印刷であるが、INPIT ウェブサイトで公開の電子版はカラーで掲載している。各種グラフ、登録意匠については電子版を参照されたい。

グラフ 1：出願件数の推移



第 1 章 出願・登録件数による分析

1. 出願件数

(1) 全体

最初に意匠制度全体の活用状況を確認するため「特許庁行政年次報告書 2024 年版」¹⁾ に掲載されている各種統計から、2023 年の最新データと改正前後における変化を分析する。

まず、改正前と後の年間出願件数を比較してみよう。グラフ 1 は、2014 年から 2023 年の 10 年間の出願件数を表している。大別すると、2014 年から 2016 年の 3 年間は 3 万件前後、その後の 2017 年から 2023 年の 7 年間は 1 千件程度増加し、3 万 1 千件前後（2021 年のみ 3 万 2 千件を超えた）でほぼ横ばいであった。保護対象を拡大し、関連意匠出願の出願時期を大幅に延長する法改正を行なったが、残念ながら意匠出願件数の総数増加には至らなかった。

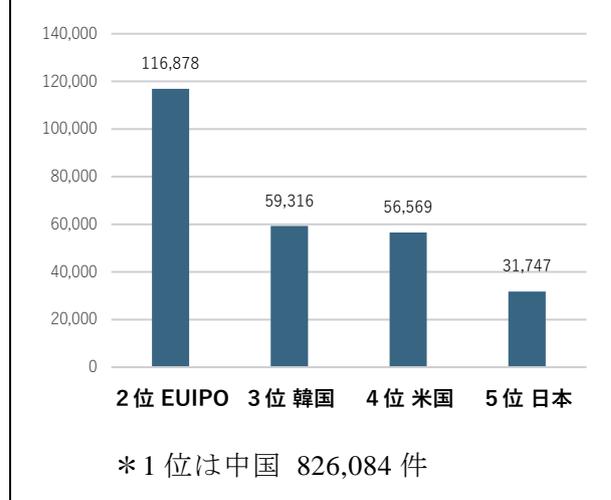
(2) 外国との比較

次に、2023 年の統計値で日本と海外の意匠出願件数を比較してみよう（グラフ 2）。日本は世界で 5 番目に意匠出願件数が多い。1 位から 4 位の順位と件数は、1 位 中国 826,084 件、2 位

EUIPO（欧州知財庁）116,878 件、3 位 韓国 59,316 件、4 位 米国 56,569 件だ。中国が断トツで多いものの、日本は韓国や米国よりも少ないことがわかる。驚くことに、この順位は過去 10 年間変動していない。

これらの国の外国人による出願比率を比較すると、2023 年は日本 34.4% に対し、米国 64.7%、EUIPO 47.5%、韓国 13.8%、中国 2.7% であった。米国と欧州における外国人の出願比率が高く、特に米国では 6 割を超え、欧州でも半数近い件数が外国人による出願である。件数で比較すると、

グラフ 2：2～5 位の国別出願件数（2023）



トップが EUIPO 55,517 件、次いで米国 36,600 件、中国 22,304 件、日本 10,921 件、韓国 8,186 件の順だ。外国への出願理由として考えられるのが、出願国に市場性があるか、ビジネスを行う可能性があるか、物品であれば製造国や販売国としての可能性があるか、などである。しかしインターネットを通じて情報や物が自由に行き交う現状では、先を見通せない場合も多く、多くの場合出願国の決定は難しい。EU や米国の外国人による出願件数が多いのは、少なくともこれらの国におけるビジネスの機会が多いことの表れと考えられる。

2023 年における外国人による日本への出願件数（引用グラフ 1）を国別で見ると、中国からの出願が最も多く、3,077 件で全体の 28.2% を占める。次いで米国からの出願が 2,858 件（26.1%）、欧州からの出願が 2,341 件（21.4%）、韓国からの出願が 776 件（7.1%）、その他 1,878 件（17.2%）である。この順位は 2021 年以降同じであるが、2021 年以降米国からの出願件数が着実に増えており、2023 年の中国と米国の差は 219 件に過ぎない。それ以前の 2020 年と 2019 年は両年とも米国がトップ、以降多い順に中国、欧州、韓国である。2021 年に中国が米国を抜き、それ以降トップの座を維持していることがわかる。

逆に、日本人による外国への意匠出願件数を見てみよう（引用グラフ 2）。2023 年は件数の多い順に、中国 3,760 件、EUIPO 2,012 件、米国 1,762 件、韓国 963 件であった。日本から中国への出願は、中国から日本へ出願された件数より 700 件程度多い。日本から中国への出願件数が多いのは、日本企業が中国で多くのビジネスを行っていることに加え、模倣品対策としての出願が多いこと挙げられる。中国国内で模倣

品が流通されるだけでなく、中国を起点として東南アジアなど諸外国へ輸出され拡散するケースが多く報告されており、それを防ぐ目的が考えられる。

(3) 新たな保護対象

新たな保護対象について、特許庁から出願件数と登録件数が毎月公表されており、最新データ²⁾を見ると改正後 4 年 9 ヶ月の間に、画像は 6,647 件、建築物は 1,829 件、内装は 1,211 件、合計 9,687 件が出願された。年に換算すると、年間合計約 2,000 件（内訳：画像約 1,400 件、建築物約 390 件、内装約 260 件）の増加となる。3 万 1 千件の出願件数で換算すると、約 6.5% の増加となる。前述のように、トータルの出願件数では法改正の影響を確認できなかったが、新たな保護対象の出願件数は着実に増加した。つまり逆にほぼ同程度減少した分野があり、総数には影響しなかったことが伺える。意匠出願の総件数は過去 7 年間に渡りほぼ横ばいであったことを踏まえると、年間約 2,000 件の増加は、意匠制度に対し確実に影響をもたらしたと言える。特に画像の出願件数の増加は、当該 3 分野トータルの 7 割を占めており、大きな影響があったと言える。具体的な登録内容については、後述する。

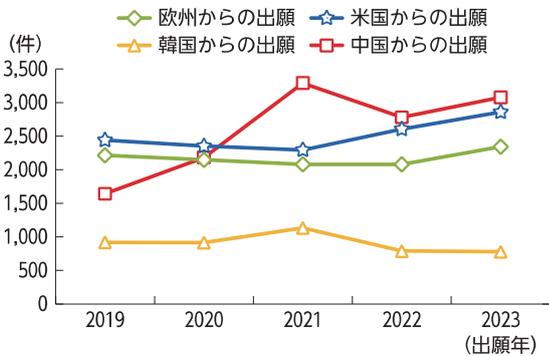
2. 登録件数

(1) 新たな保護対象

登録件数³⁾の推移について、新たな保護対象（画像、建築物、内装）に組物を加え、比較した（グラフ 3）。建築物と内装は改正年の 2020 年から新たに保護対象に加わったため、それ以前の登録は無い。他方画像と組物は以前から保護されている。

引用グラフ 1

1-1-68図 【外国人による日本への意匠登録出願件数の推移】



	2019	2020	2021	2022	2023	対合計比 (2023年)
欧州からの出願	2,214	2,146	2,080	2,079	2,341	21.4%
米国からの出願	2,440	2,350	2,293	2,604	2,858	26.1%
韓国からの出願	916	913	1,132	788	776	7.1%
中国からの出願	1,641	2,182	3,290	2,780	3,077	28.2%
その他	1,411	1,749	1,652	1,981	1,878	17.2%
合計	8,622	9,340	10,447	10,232	10,930	100.0%

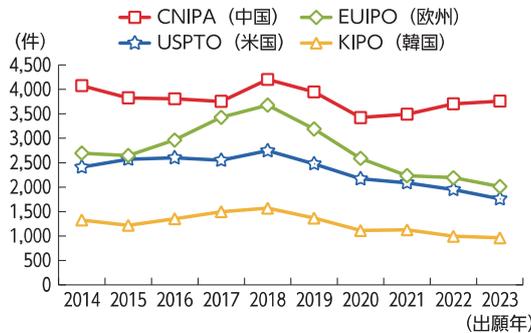
(備考) ・欧州の数値は、各年にEU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。
 ・国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。
 ・筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく)。
 (資料) ・第2部第4章2. (1) を基に特許庁作成。

特許行政年次報告書 2024 年版 25 頁

引用グラフ 2

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

1-1-67図 【日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】

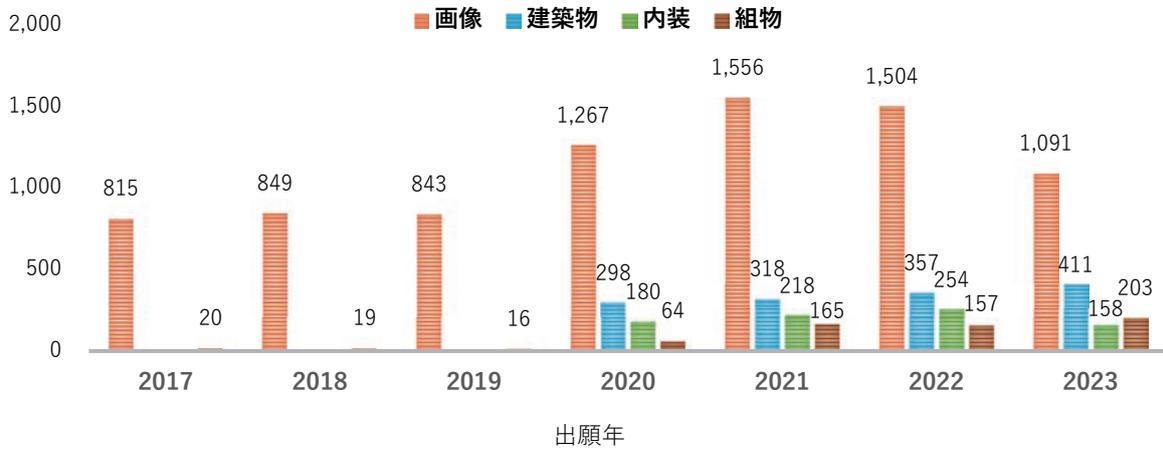


	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
CNIPA (中国)	4,078	3,827	3,810	3,756	4,203	3,949	3,424	3,495	3,705	3,760
EUIPO (欧州)	2,697	2,649	2,964	3,429	3,679	3,191	2,590	2,235	2,194	2,012
USPTO (米国)	2,411	2,573	2,601	2,551	2,745	2,479	2,171	2,090	1,951	1,762
KIPO (韓国)	1,328	1,219	1,355	1,498	1,571	1,369	1,114	1,128	996	963

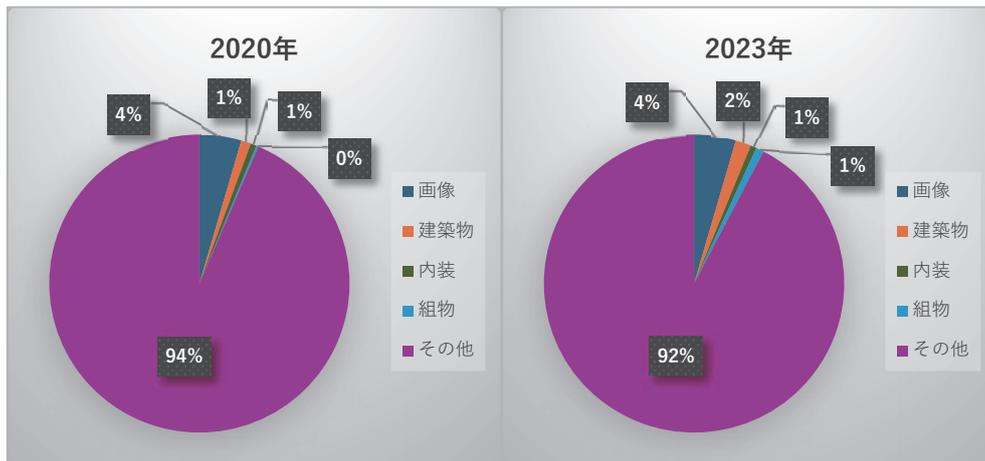
(備考) ・欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。
 ・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
 (資料) ・下記を基に特許庁作成。
 米国 WIPO Intellectual Property Statistics (2014-2022年) 及びUSPTO提供資料 (2023年暫定値)
 欧州 WIPO Intellectual Property Statistics (2014-2022年) 及びEUIPO提供資料 (2023年暫定値)
 中国 WIPO Intellectual Property Statistics (2014-2022年) 及びCNIPA提供資料 (2023年暫定値)
 韓国 WIPO Intellectual Property Statistics (2014-2022年) 及びKIPO提供資料 (2023年暫定値)

特許行政年次報告書 2024 年版 25 頁

グラフ 3：新たな保護対象の登録件数の推移



グラフ 4：新たな保護対象 各登録件数割合の比較（2020年/2023年）



グラフ 5：画像の登録件数の推移



上記4分野の保護対象とその他の件数割合を比較すると、2020年は全体の総数に対し6%、その他が94%。その後当該4分野が毎年継続して僅かに増加し、2023年は当該4分野が8%、その他が92%となっている（グラフ4）。

保護対象毎に見ると、画像が他の保護対象に比べ登録件数が多いことは、出願件数で言及したとおりである。そこに法改正があり、更に件数が増えた。改正前から需要の多いデザイン分野の件数を法改正により更に伸ばしたと言える。また、組物も改正後に大幅に件数を増加させた。

建築物、内装についても改正後の登録件数は概ね増加傾向にあり、法改正が需要を促したことが伺える。

次に、保護対象毎の登録件数の推移を分析する。

(2) 画像

画像の意匠は、改正前も多く多くの意匠が保護されていた。特に平成12年（2000年）に部分意匠制度が導入されてからは、画像の部分のみを意匠登録を受ける部分（以下、「請求部分」という。）とすることにより、物品のハードウェアの形状に制限されることない、画像のみを登録することが可能になった。これにより、各物品分野において画像意匠の出願件数が増加したと考えられる。

分類改正により2007年以降の出願は、画像を含む意匠を検索できる検索キー（W）が設けられ、画像意匠の検索が可能となった。グラフ5は、2007年以降の画像の登録件数の推移を示している。登録件数の傾向は、大別して3フレーズに分かれ、第1フレーズの2007年から2011年までの5年間、第2フレーズの2012年から2019年までの8年間、2020年以降の第3フレ

ーズだ。第1フレーズでは、毎年約370件から約600件程度を上下し、第2フレーズは件数が増え、約680件から約900件程度を上下している。第3フレーズになると件数は急増し、改正年の2020年は前年比約50%増の1,267件、その後も2021年は1,556件、2022年が最も多く1,504件、2023年は1,091件といずれの年も千件を超える高水準を維持した。画像の登録件数は、新たな保護分野（画像、建築物、内装、組物）の総件数の6割以上を占める。機器の操作や表示に不可欠な画像意匠は、意匠制度が活用されている実態が伺える。

(3) 建築物

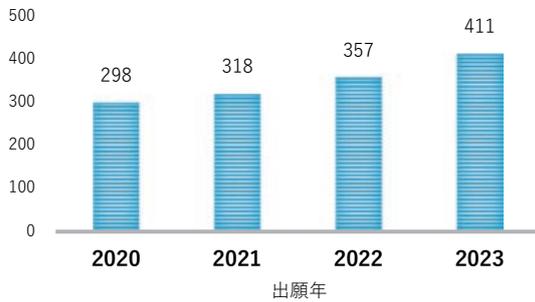
建築物は、改正年の2020年に出願され、既に登録された意匠の件数は298件だ。2020年から2023年までの4年間は毎年順調に増加し、2023年は411件だった（グラフ6）。

組み立て家屋などの動産に関しては従来から保護対象であったが、不動産としての建築物は法改正により新たに保護対象に加わった。不動産業界は従来の意匠制度のユーザーではなかったため、業界に周知し、出願まで行うには予算の確保など時間を要することが想定される。建築物が意匠登録の対象であることに加え、意匠登録が建築物の創作保護に効果的であることをユーザーに説明する必要がある。今後も更なる出願件数の増加が期待できる業界だが、意匠制度の周知には課題が残る。後述する具体的な登録例を見ながら解決策を模索したい。

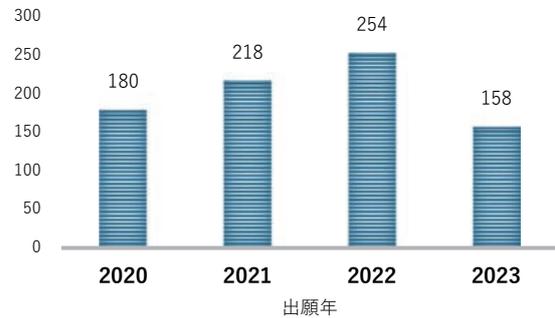
(4) 内装

内装は、意匠登録に限らず知的財産権での保護が難しい分野であったため、内装業界への周知は容易では無いと思われる。登録件数を見て

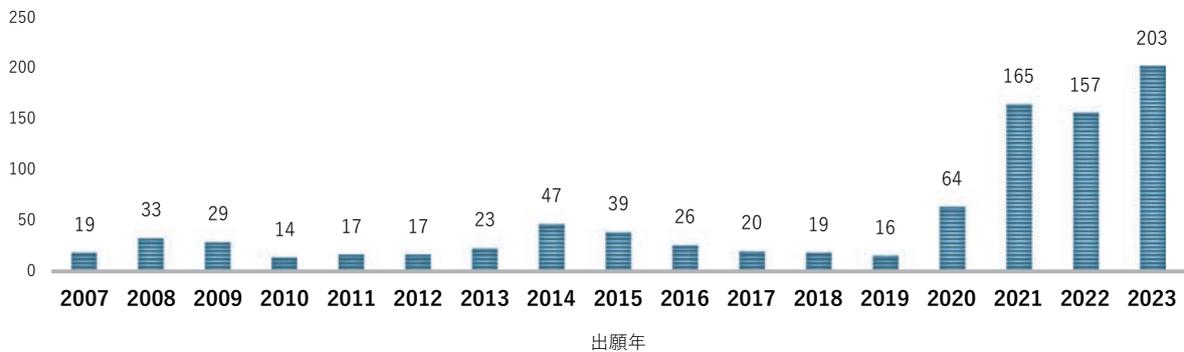
グラフ 6：建築物の登録件数の推移



グラフ 7：内装の登録件数推移



グラフ 8：組物の登録件数の推移



みると、2020年は180件。その後2021年は218件、2022年は254件と順調に増加したが、2023年は158件と減少に転じた。しかし、全く新しい保護対象のため審査に時間を要していることも考えられるので、今後件数が増加する可能性もある（グラフ7）。

(5) 組物

組物は従来から存在する制度で、複数の物品の意匠をセットにして一出願に含めることができる。各構成要素を個々に登録することも、セットとして組物で登録することもできるユニークな制度だ。しかし、2007年から2019年の年間平均登録件数は25件しかなく、殆ど利用されてこなかった。利用が促進されなかった要因の一つが、組物として同時に出願できる構成物

品が限定的という点があった。法改正により構成物品の要件を大幅に緩和した結果、登録件数は大幅に増加した。2020年の改正年は64件だが、前年が16件しかなかったため前年比4倍に増加した。その後も2年連続で150件を超え、2023年は203件と過去最多登録数と思われる件数を記録した（グラフ8）。

第2章 法改正後の登録意匠

(1) 画像(図1～7)

法改正により、出願件数が大幅に増えたことは前述のとおりだ。要因は、物品を限定する事なく画像そのものを登録することができるようになったことだと思われる。改正前の物品を限定した登録は、権利範囲（類似範囲）が、同一

物品および類似物品における，同一および類似する意匠であり，意匠が同一または類似しても非類似物品にまで権利が及ぶ事はなかった。法改正により物品を限定せずに画像として意匠を登録することができるようになった。つまり登録意匠の権利範囲が広がったことを意味する。以下に具体的に登録意匠を見てみよう。

出願書類に意匠をどのように表すかにより，登録後の当該意匠の権利内容も変わってくる。まずは意匠の表し方について改正前と後を比較してみよう。

2007年以降に出願された画像意匠は，14,371件の登録がある。そのうち音量関係（音量を表す，または音量を調整するための画像）の画像意匠が110件ある（改正前85件，改正後25件）。最も古い登録が2007年に出願された「炊飯ジャー」（図1）の意匠登録だ。炊飯ジャーの本体正面上方に音量変更表示部が設けられ，当該音量

変更表示部を請求部分としている。横長の長方形内に表示された，横一列に並んだ複数の小さな縦長長方形の濃淡の変化で音量の変更を表している。

図2は改正前の2011年に出願された「携帯情報端末」の意匠登録だ。音量調節のための表示部分が請求部分であり，使用者がプラス（+）またはマイナス（-）の表示をタッチすることで音量が変化し，円弧状に配された複数の縦長四角形の濃淡数の変化で，音量の増減の変化を表している。図3は同じく改正前の2018年に出願された「携帯情報端末」だ。音量の変化を表す横バーを含む部分を請求部分とする。

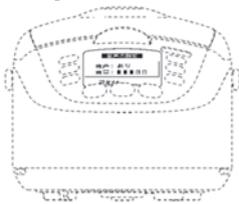
図4は改正後に出願された「音量用調整画像」の意匠登録だ。スライダーを上下に移動させることで，音量が調整される。図2，3と4を比較すると，意匠に係る物品が異なるものの，図面の表し方はあまり変わらない。図2，3は請求範

【図面が線図で表された部分意匠の説明（共通）】

実線で表された部分が，部分意匠として登録を受けようとする部分である。一点鎖線は，部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

【図1】

【正面図】



【音量変更表示部を示す拡大参考図】

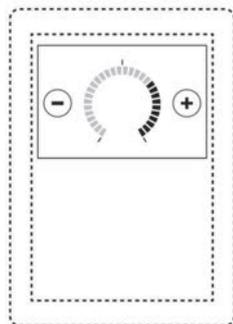


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2007-016525/30/ja>

炊飯ジャー
1344254号
タイガー魔法瓶株式会社

【図2】

【正面図】

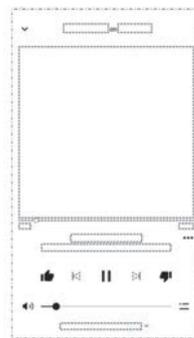


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2011-025242/30/ja>

携帯情報端末
1450938号
株式会社 JVC ケンウッド

【図3】

【正面図】

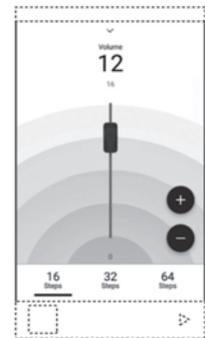


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2020-003897/30/ja>

携帯情報端末
1674861号
ソノブ インコーポレイテッド

【図4】

【画像図】



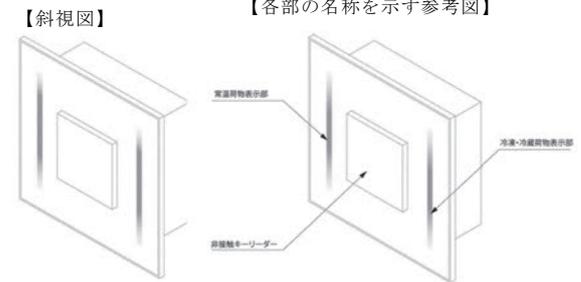
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2020-018072/30/ja>

音量調整用画像
1687282号
株式会社オーディオテクニカ

囲ではない平面図や側面図を表しているが、図4にはこれらの図は無く、画像図のみが表されている。意匠に係る物品がハードウェアの物品であっても、「携帯情報端末」の場合は、例えば物品が Apple Watch のような時計とも類似物に該当する可能性があり、適用が予想される大方の物品はカバーできそうである。しかし物品が例えば図1のような「炊飯ジャー」であれば、「携帯情報端末」とは非類似物品と思われる。画像意匠であれば、物品の枠を超えてカバーされるので、この法改正はユーザーフレンドリーな改正と評価され、出願件数が増えた要因となったと考えられる。

他方、法改正後も物品を限定した画像意匠の出願も登録されている。どのような場合に物品を限定すべきだろうか。物品を限定した画像意匠は、意匠に係る物品を「電子計算機」または「携帯情報端末」とする登録が多い。これらの物品への使用が前提の場合は、前述のように「画像」として登録された意匠と大きな差はあまりないと思われる。では、それ以外の物品を限定した画像意匠を見てみよう。図5～7は、法改正後に物品を限定して出願し登録された画像意匠である。図5は、意匠に係る物品を「宅配ロッカー判別器」とし、請求部分は、左右2本のグラデーション部とし、中央の非接触キーリーダーを含め他は非請求部分である。説明に「各表示部は通常消灯した状態であるが、ユーザが非接触キーリーダーに鍵などをかざした後、常温の荷物が届けられたロッカーに入っている場合には常温荷物表示部が点灯し、冷凍または冷蔵の荷物が届けられたロッカーに入っている場合には冷凍・冷蔵荷物表示部が点灯する。」と記載されている。図6は「乗用自動車」の車内のディスプレイ部分を請求部分にしている。図7は

【図5】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-018210/30/ja>

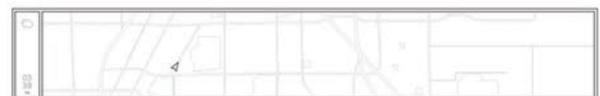
宅配ロッカー判別器

1773972号

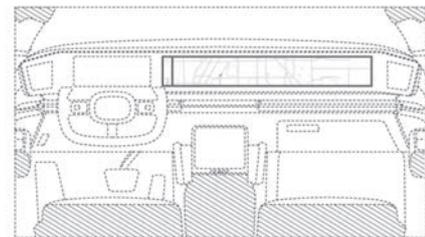
パナソニック IP マネジメント株式会社

【図6】

【ディスプレイ部分の拡大図1】



【A-B部分のC-C線拡大断面図】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-027399/30/ja>

乗用自動車

1776497号

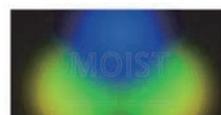
ソニー・ホンダモビリティ株式会社

【図7】

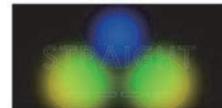
【正面図】



【表示部分拡大図】



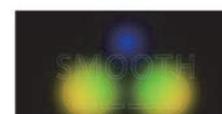
【変化した状態を示す表示部分拡大図1】



【変化した状態を示す表示部分拡大図2】



【変化した状態を示す表示部分拡大図3】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-003830/30/ja>

ヘアードライヤー

1784647号

パナソニック IP マネジメント株式会社

「ヘアードライヤー」で、表示部に選択中のメニューが表示される。メニューにより表示される模様が異なる。いずれも物品自体の形状は部分意匠として非請求だが、物品の形状の中で、画像が配される場所や物品と比しての大きさが創作の大きな特徴となる場合は、物品を限定した上で画像のみを登録するのが有効と言える。また、非類似物品への広がりや考えにくいような画像は、物品を限定した画像の出願を選択するようだ。

(2) 建築物(図8~14)

概観すると、新たに保護対象に加わった不動産の建築物の意匠に係る物品は「住宅」の登録が最も多く、他には「複合建築物」、「オフィス」、「オフィスビル」が多い。登録内容を具体的にみると、殆どの登録が部分意匠登録だ。建物の特徴となる形状やレイアウトが登録されている。建物は物品と比べ当然のことながらスケールが大きく、建物全体で見ると形状が複雑である。全体意匠で登録すると限定要素が多くなりすぎるため、特徴部分に限った部分意匠登録が多いと考えられる。

大別して、建物の外観を登録している意匠と建物内部を登録している意匠があり、両者を比較すると、外観の登録の方が多い。また、建物の外部と内部の両方を請求部分とする登録もある。

個別に登録意匠を見ると、「住宅」(図8)、「商業用建築物」(図9)、「オフィスビル」(図10)、「飲食店」(図11)は、いずれも建物の外観の特徴部分を部分意匠として登録している。図8は3階建て住宅の前面が請求部分で、2階と3階の窓部が矩形状に凹んでいる部分を登録している。図9は、ビルの前面と外階段部分を

登録している。図10は、規則的に配された窓の周りを囲む格子と窓部の一部を請求部分とし、説明には、ガラス窓が日中は外部から室内が見えないように暗調子で表れ、周囲が暗くなり室内の方が明るくなると室内の照明の光を外部に通して、明調子で表れることが記載されている。図11は、建物の正面側の窓、入口、および土台部を除く部分を請求部分としている。店舗の顔とも言える正面側のデザインを権利化して独占的に使用することにより、建物のデザインがブランドイメージと結びつき、消費者に対し視認性を高めることに繋がる。名称を変更しながら類似する店舗デザインを採用する競合店に対して有効な権利となることが期待される。

図12~14は、建物の内部を部分意匠として登録しており、内部空間を構成する特徴となる部分が登録されている。図12の「住宅」は、上階の廊下がコ字状に折れ、階段で下階に繋がっている。廊下の下は透明窓で構成されており、これら廊下、透明窓、階段、および廊下と階段の空間側を仕切る、細い縦棧を請求部分としている。空間を広く見せる工夫が各所になされており、その権利化を図っている。

図13の「オフィスビル」は、エレベーターホールの内部の意匠登録だ。横に並んだ2機のエレベーターの扉を含む周辺と、反対側の同形状の同じく横に並んだ2機のエレベーターの扉を含む周辺、それらを繋ぐ天井部分が部分意匠として登録されている。エレベーターホールは、そのビルの利用者が最も頻繁に使用する所なので、オフィスの顔になる場所とも言えるが、機能的な制約もあることから個性を出しにくい場所と思われる。このように制約の多い場所や部位の形状を権利化する意味は大きい。

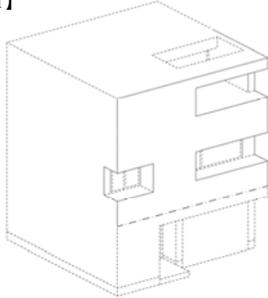
図14の「オフィス」は、休憩や打合せ等を行

【図面が線図で表された部分意匠の説明（共通）】

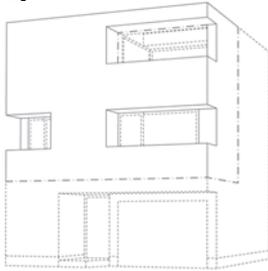
実線で表された部分が、部分意匠として登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

【図 8】

【斜視図 1】



【斜視図 2】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2021-008881/30/ja>

住宅

1697929 号

旭化成ホームズ株式会社

【図 9】

【斜視図 2】



請求部分：紫色で着色された部分以外

【使用状態を示す参考図】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-008564/30/ja>

商業用建築物

1784103 号

野村不動産株式会社

【図 10】

【正面・平面・左側面側からの斜視図】



請求部分：薄赤色を施した以外の部分

【使用状態を示す参考図 3】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-013457/30/ja>

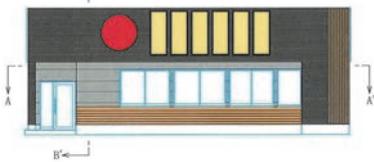
オフィスビル

1769958 号

株式会社大林組

【図 11】

【正面図】



請求部分：水色の実線以外の部分

【使用状態を示す参考斜視図】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-009708/30/ja>

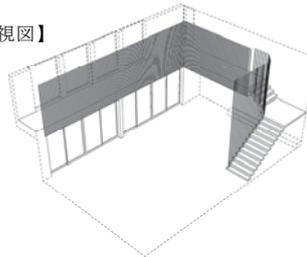
飲食店

1774952 号

株式会社物語コーポレーション

【図 12】

【斜視図】



【使用状態を示す参考図】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-020644/30/ja>

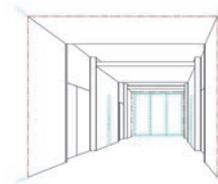
住宅

1774094 号

積水ハウス株式会社

【図 13】

【正面側の自動ドアを省いた状態の正面側からの一部拡大透視図】



エレベーターホールの内部

【使用状態を示す参考図】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-024616/30/ja>

オフィスビル

1782194 号

株式会社大林組

【図 14】

【透視図 1】



請求部分: 赤色着色以外の部分

本願意匠は、床に固定されるソファの座部の下面に取り付ける照明器具から床及びソファの脚部分に向けて照射される照明光による明暗模様と、壁に固定される照明器具から天井に向けて照射される照明光による明暗模様を含んでいる。床にはカーペットが敷き詰められており、カーペットの模様上に照明光による明暗模様が映し出されている。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2022-000295/30/ja>

オフィス

1744757 号

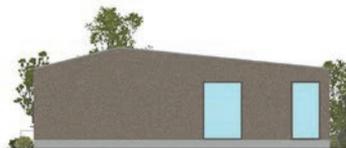
前田建設工業株式会社, 株式会社カネカ,
株式会社キルトプランニングオフィス

【図 15】

【斜視図】



【背面図】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2021-023700/30/ja>

住宅

1727888 号

株式会社 LIXIL

うために使用されるホワイエを含む内部スペースを登録しており、かつ特徴となるのは、ソファの形状、ソファの配置に加え、ソファの座部の下面に取り付ける照明器具から床およびソファの脚部分に向けて照射される照明光による明暗模様と、壁に固定される照明器具から天井に向けて照射される照明光による明暗模様も含んで登録されている。ソファの形状は一般的に多く見られるようなソファの形状なので、照明の配置を工夫したことによる照明効果が特徴と考えられる。照明は空間デザインに大きな影響を与えるため、デザインの要素として欠かせない存在だ。今後はこのような照明効果を含んだ登録が増えることが予想される。

図 15 の「住宅」は、建物の外観に加え、建物外周スペース、郵便受けや柵、および草や樹木を含んだ全体意匠の登録だ。通常建物を設計する際、建物の外観を設計するだけでなく、建物を囲むスペースを含め完成予想図が作成される。そこには植栽スペースを設け、樹木が植えられることが想定されることから、このような登録が考えられる。

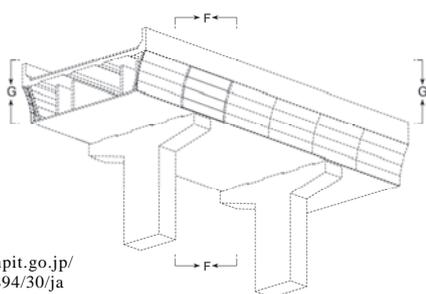
その他、「橋梁」(図 16 本体側面のパネル部分を登録)や競技場(図 17「スケートボード競技場」)など様々な建築物が登録されている。

(3) 内装(図 18-22)

内装の意匠登録は、一見建物の内部を登録する「建築物」の意匠登録と同様に見えるが、建築物との相違は、構成物品の中に、椅子などの移動可能な物品を含める必要がある点だ。逆に建築物では、椅子などの移動可能な物品を含めることはできない。加えて内装は、複数の物品、建築物、または画像により構成され、内装として統一的な美感を起こさせることが求められる。では内装としてどのような意匠が登録されているか見てみよう。

「住宅の内装」(図 18)は、ペニンシュラ型の流し台を備えるキッチンスペースとそこに隣接するバックヤード2部屋、およびキッチンとバックヤード2部屋をそれぞれ行き来する扉部分が登録されている。各構成物品は通常よく見受けられる形状なので、レイアウトの権利化を図った意匠登録と言える。

【図 16】
【斜視図】

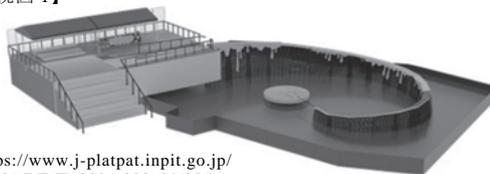


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2020-006894/30/ja>

橋梁
1678310 号
日鉄エンジニアリング株式会社

【図 17】

【斜視図 1】

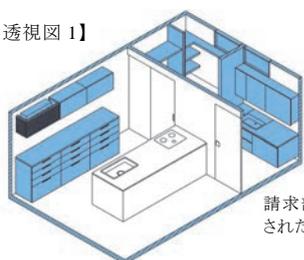


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-008629/30/ja>

スケートボード競技場
1789508 号
株式会社 TBS テレビ

【図 18】

【透視図 1】



請求部分:青色で着色された部分以外

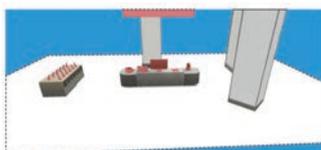
本願意匠は、住宅の内装であり、住宅は、キッチンスペースと、キッチンスペースに隣接するバックヤードと、を備えている。バックヤードは、ソファ及びカウンターがある第一小部屋と、第二小部屋とが互いに隣接して配置されており、第一小部屋及び第二小部屋はどちらもキッチンスペースに隣接して配置されている。第一小部屋とキッチンスペースとの間、第二小部屋とキッチンスペースとの間には、それぞれ出入口があって行き来が自在となっている。また、キッチンスペースのうち双方の出入口の間に位置する箇所には、ペニンシュラ型の流し台が設置されている。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-008172/30/ja>

住宅の内装
1788171 号
ミサワホーム株式会社

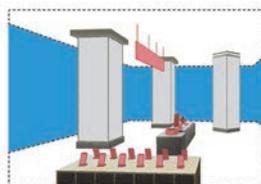
【図 19】

【正面斜め上方からの透視図】



請求部分:破線で表された部分及び淡赤色に着色された部分を除く部分

【他の方向からの透視図 1】

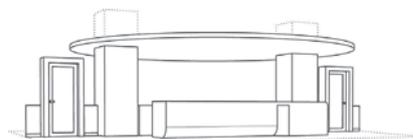


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-004818/30/ja>

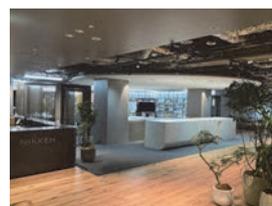
店舗の内装
1778839 号
ソフトバンク株式会社

【図 20】

【透視図】



【参考図】



ドアの内側および背の低い仕切りに透明な素材を用い、背の低いテーブルを設置することで、室内を仕切りつつも開放感のある空間を演出している。

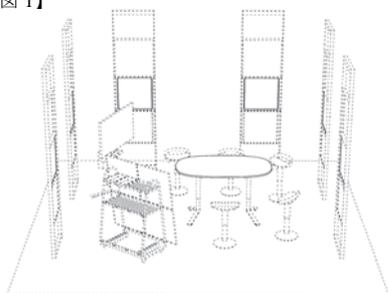
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2023-026176/30/ja>

オフィスの内装
1769928 号

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

【図 21】

【透視図 1】



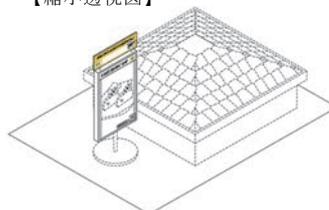
請求部分:ホワイトボードとテーブル天板

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2021-021613/30/ja>

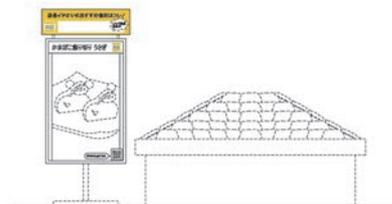
オフィスの執務室内装
1725182 号
コクヨ株式会社

【図 22】

【縮小透視図】



【正面図】



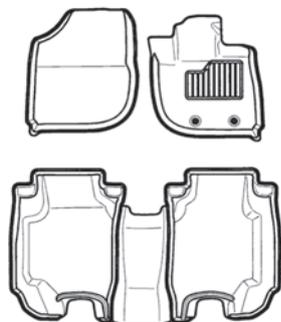
本内装は店舗の売場の内装であり、商品陳列棚に近接して、当該商品陳列棚に陳列されている商品に関連する情報ないし画像を表示するディスプレイ及び当該商品に関連する情報が記載された情報伝達パネルが配置されている。需要者は、当該情報伝達パネル又はディスプレイに表示された情報を参考に、商品陳列棚に陳列された商品を選択することができる。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2020-006308/30/ja>

店舗の売場の内装
1672911 号
株式会社エプリー

【図 23】

【組み合わせた状態の縮小平面図】



ホワイトボードとテーブル天板を請求

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-016430/30/ja>

一組の運輸機器セット

1789572 号

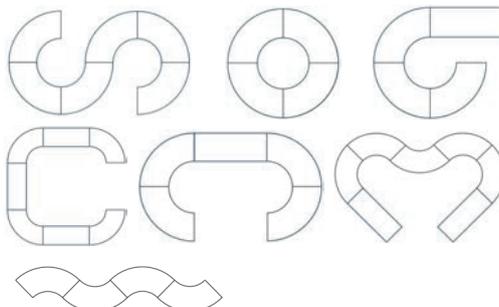
株式会社イレブンインターナショナル

【図 24】

【斜視図】



【組み合わせパターンの参考例平面図】添付の他計 15 の組み合わせパターンの図が掲載されている



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2020-020909/30/ja>

一組の家具セット

1693317 号

株式会社シラカ

【図 25】

【正面、平面、右側面側からの斜視図】



本物品は、4 台のプリンターから構成される一組の事務用機器セットであり、4 台のプリンターを用いて、同時に印刷することが可能である。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2022-003381/30/ja>

一組の事務用機器セット

1727097 号

セイコーエプソン株式会社

「店舗の内装」（図 19）は、店舗内の柱と商品を置くための陳列台のレイアウトが登録されている。店舗のイメージ作りがブランドイメージに繋がるため、権利化する意味は大きい。また来店客の動線を考えたレイアウトも重要だ。

図 20 は、「オフィスの内装」における、天井を含めたまとまりのある空間を登録し、図 21 は、「オフィスの執務室の内装」における、長楕円形のテーブルの天板とホワイトボードの位置関係を登録している。図 22 の「店舗の売場の内装」の意匠は、請求部分は陳列された商品に関する情報が表示されるディスプレイ画面とパネル部分のみなので、様々なシチュエーションに対応できる登録だ。

(4) 組物(図 23-25)

改正後に登録件数として多い組物は「一組の運輸機器セット」で、改正後の組物の登録件数の半分以上を占める。中でも株式会社イレブン

インターナショナルの自動車用フロアマットに関する登録(例として「一組の運輸機器セット」図 23)が突出して多い。

他には、「一組の家具セット」(図 24)、「一組の事務用品セット」(図 25)、「一組の衣服セット」などがある。

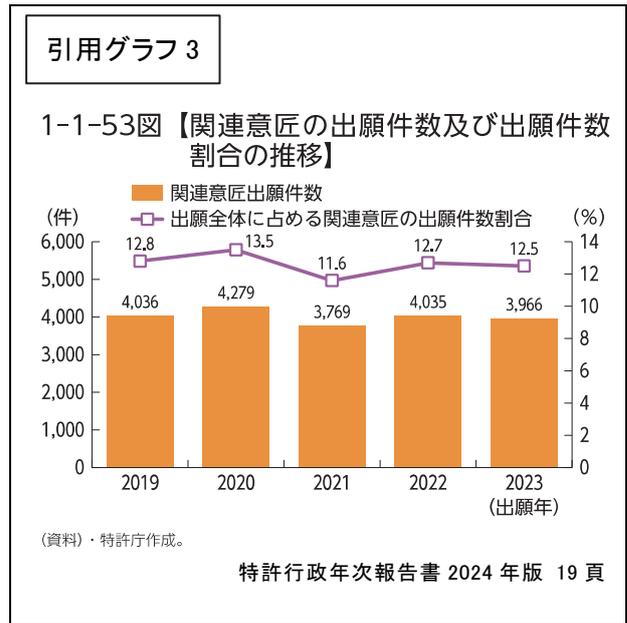
組物として登録する効果は、例えば自動車用フロアマットの場合、運転席か助手席などの使用場所によって形状が異なる上、車種によっても形状が異なる。各フロアマット毎に出願すると件数が多くなりコストの問題が生じる。組物としてまとめて出願することで、件数削減のメリットがある。家具(図 24)の場合、仮にテーブル単体では既に公知であるなどの事情があり、かつ組み合わせることで新規性が生じる場合は組物としての登録が効果的だ。また、図 25 の様に、複数の機器を同時に使用することができるという特徴の保護を図る場合、組物の登録が効果的だ。

第3章 関連意匠制度の活用状況

1. 件数の推移

2019年～2023年の5年間の出願件数について、関連意匠の件数は、3,769件から4,297件の間で推移し、出願総数に対する割合は、11.6%から13.5%の間で推移した(引用グラフ3)。過去5年間の推移で見ると、件数にあまり変化が無いことがわかる。法改正により関連意匠を出願できる時期が、本意匠の登録公報発行日までから、本意匠(基礎意匠)の出願日から10年間と大幅に延長されたものの、現時点ではその影響による件数の増加は見られなかった。ただし、最も件数が多かったのが改正年の2020年だったことを踏まえると、本意匠の登録公報が既に発行されているが、本意匠の出願日から未だ10年経過していない登録意匠のバリエーション意匠の出願が、法改正をきっかけに掘り起こされたのではないかと推察される。

関連意匠が本意匠の出願日からどの程度経過してから出願されたかについては、前述の特許庁公表の最新データ²⁾では、改正法施行日以降の本意匠の公報発行前と公報発行後のそれぞれの出願件数が公表されている。公報発行後の出願件数は、関連意匠出願全体の約20%に過ぎず、残り約80%は公報発行前の出願だ。現状では、本意匠の出願後時間が経過してからバリエーション意匠の出願を行うケースは多くないようだ。今後、更に時間が経過した後の関連意匠制度の活用状況を注視したい。



2. 関連意匠の内容(図26～32)

参考となる関連意匠の登録を見てみよう。図26から33は、一の基礎意匠に対し多くの関連意匠が登録されている意匠群だ。図26は「アイコン用画像」の意匠で、5件の関連意匠が登録されている。そのうち3件は基礎意匠と同日に出願され、残り2件は基礎意匠の約9ヶ月後に出願された。美容院で施術を行う機器を操作する際に使用されるアプリケーションを起動させるためのアイコン用画像だ。画像意匠は平面模様のため、広い権利を取得し難い面がある。僅かな形状の違いが非類似となる恐れがあるため、関連意匠を登録することにより類似範囲を明確にすることの意義は大きい。

図27は「テーブル」の部分意匠で脚部を請求部分としている。基礎意匠と同日に4件の関連意匠も出願されている。脚の本数や長さ、配置には様々なパターンが考えられ、それらのバリエーション意匠を同日に出願したと考えられる。

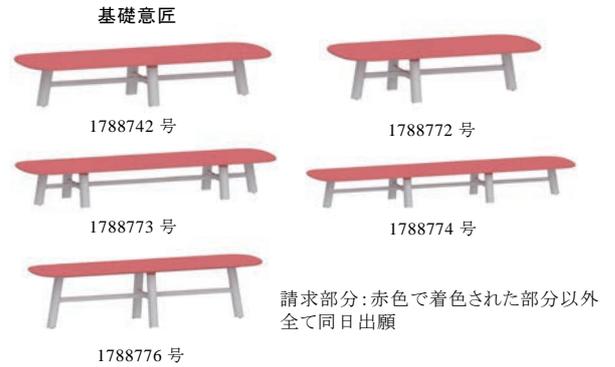
図28は「包装用容器の蓋」の意匠で、形成された複数の波状の孔を請求部分としている。当

【図 26】



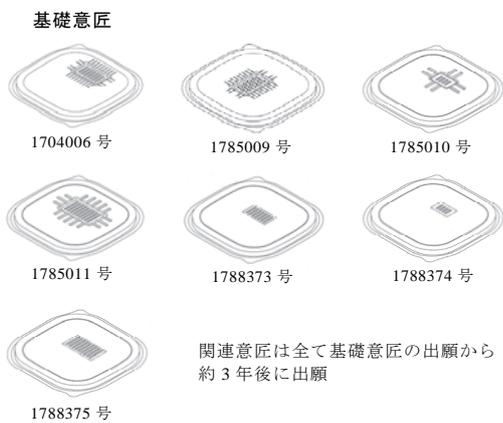
アイコン用画像
タカラベルモント株式会社

【図 27】



テーブル
株式会社イトーキ

【図 28】



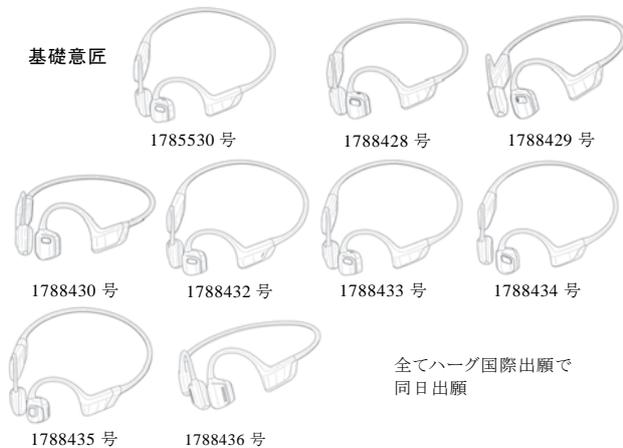
包装用容器の蓋
福助工業株式会社

【図 29】



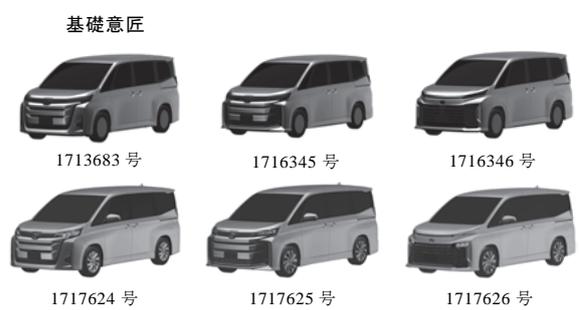
スピーカー
グーグル エルエルシー

【図 30】



Headphone(ヘッドホン)
SHENZHEN SHOKZ CO., LTD.

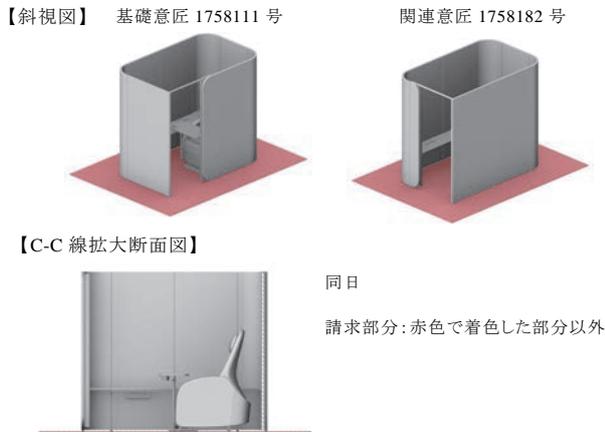
【図 31】



基礎意匠を含む3件はハーグ国際出願で同日出願。
他の3件は約1年後に出願。

Automobile(自動車)
TOYOTA SHATAI KABUSHIKI KAISHA

【図 32】



オフィスの内装
株式会社トーキ

【図 33】



ヘッドマウントディスプレイ用ディスプレイユニット
アップル インコーポレイテッド

該孔の数，レイアウトの違いが関連意匠で登録されている。関連意匠 6 件は，基礎意匠の出願から約 3 年後に出願されている。

図 29 は「スピーカー」の意匠で 7 件の関連意匠が基礎意匠と同日に出願されている。シンプルな形状は，1 つのディテールの違いであっても全体の印象に与える影響が大きいいため，類否判断が難しいケースが多い。このようなケースでは複数の関連意匠を登録し，あらかじめ類似範囲を明確にする意義は大きい。

図 30 「Headphone」と図 31 「Automobile」は共にハーグ国際出願だ。ハーグに加盟しているヨーロッパの国々は多意匠一出願の国が多いため，ハーグルートの出願は元の国際出願に含まれる複数意匠を関連意匠として登録するケースが多いようだ。

図 32 は，「オフィスの内装」の意匠で，一人用に仕切られたスペース内に置かれた椅子とテーブル，当該スペースを囲むパーティションを請求部分としており，基礎意匠と関連意匠の違いは，出入り口となるパーティション開口部の位置の違いである。内装は新しい保護対象なの

で過去の登録の蓄積が少なく類似範囲がわかり難いため，関連意匠を使って類似範囲を明確にすることの意義は大きい。

第 4 章 登録件数上位企業

1. 出願人別登録件数⁴⁾の推移

意匠登録件数上位 20 社（2023 年）の登録件数推移（引用表 1）で上位 5 社の登録件数をみると，1 位 アップル インコーポレイテッド 354 件，2 位 株式会社大林組 311 件，3 位 パナソニック IP マネジメント株式会社 272 件，4 位 株式会社オカムラ 215 件，5 位 コクヨ株式会社 200 件であった。外国企業が 1 位だが，他に上位 20 社に入っている外国企業は 16 位の華為技術有限公司のみで，20 社中 18 社を日本企業が占めている。

2020 年～2023 年の 4 年間の累計登録件数は，1 位 パナソニック IP マネジメント株式会社，2 位 三菱電機株式会社，3 位 アップル インコーポレイテッド，4 位 株式会社オカムラ，5 位 コクヨ株式会社，6 位 レック株式会社，7 位大林

引用表 1

12. 意匠登録件数上位20社（2023年）の登録件数推移

	出願人	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1	アップル インコーポレイテッド	125	216	255	171	354
2	株式会社大林組	23	54	73	113	311
3	パナソニックIPマネジメント株式会社	432	305	331	332	272
4	株式会社オカムラ	318	210	197	172	215
5	コクヨ株式会社	114	122	219	249	200
6	レック株式会社	90	119	136	217	191
7	三菱電機株式会社	490	362	228	286	179
8	東芝テック株式会社	25	47	76	100	173
9	株式会社イレブンインターナショナル	1	0	11	76	166
10	株式会社エフピコ	140	143	100	130	145
11	株式会社イトーキ	96	163	91	176	143
12	株式会社LIXIL	147	133	136	93	134
13	未来工業株式会社	74	81	131	153	126
13	岐阜プラスチック工業株式会社	30	77	136	133	126
15	セイコーエプソン株式会社	125	79	81	156	124
16	華為技術有限公司	8	20	32	96	123
17	アイリスオーヤマ株式会社	82	88	94	157	120
18	グロープライド株式会社	49	62	75	66	116
19	リスパック株式会社	79	97	118	112	115
20	三菱ロジスネクスト株式会社	10	19	3	37	114

注1：表中の数字は、国際意匠登録出願を含まない。
注2：表中の数字は、共同出願人を含む。

問合せ先：意匠課
特許行政年次報告書 2024 年版 114 頁

組である。法改正前後の登録件数⁵⁾を比較すると、パナソニック IP マネジメント株式会社、株式会社オカムラ、およびコクヨ株式会社は、法改正の影響を受けずにコンスタントに登録件数を維持している。法改正後に登録件数が増えたと思われるのは、アップル インコーポレイテッドと株式会社大林組だ。株式会社大林組は建築物が保護対象に加わったことにより件数が増え、近年特に数を伸ばし 2023 年には国内企業でトップとなった。

2. 登録件数上位企業の登録意匠

(1)アップル インコーポレイテッド

アップル インコーポレイテッドの登録意匠を見ると、大別して iPhone や Apple Watch の「携帯情報端末」や「ヘッドマウントディスプレイ」などのハードの形状の意匠と、画像意匠が登録されている。特筆すべき出願手法として、例えば「ヘッドマウントディスプレイ」(図 33)のように、同一製品において異なる部分を請求部

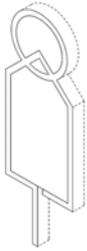
分とする（請求部分違い）の意匠登録が散見される。いわゆる、形状を分解して個々に権利化する手法だ。一製品の各部位を個々に権利化すれば、自ずとトータルとしての権利範囲は広くなる。関連意匠は形状の違いで群を作り、広い権利範囲を形成する狙いがあるが、この分解手法は別の手法で広い権利範囲を形成する狙いがある。関連意匠のように権利範囲の明確化の効果は望めないが、模倣されにくい状況を形成する効果がある。

(2)株式会社大林組

株式会社大林組は、特徴として「オフィス」や「複合建築物」などの建築物や内装に加え、「案内標識」(図 34)、「照明用パネル」(図 35)、「ロボット」(図 36)などに見られるように、建物内で使用される各種部材や物品、および建築現場で使用されるロボットなどの機器など、出願対象が多岐に渡る。前記アップル インコーポレイテッドとは対照的な登録内容だ。

【図 34】

【正面・平面・右側面側からの斜視図】



【使用状態を示す参考図 2】

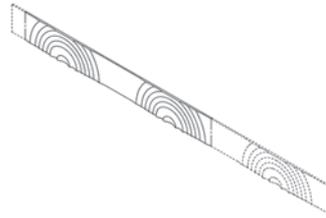


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-000024/30/ja>

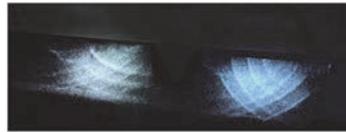
案内標識
1779961 号
株式会社大林組

【図 35】

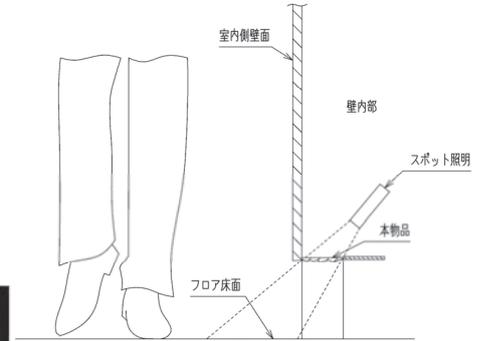
【正面・平面・右側面側からの斜視図】



【使用状態を示す参考図 3】



【使用状態を示す参考図 1】

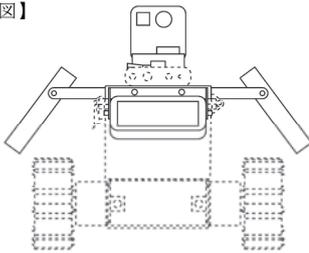


<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-006894/30/ja>

照明用パネル
1784259 号
株式会社大林組

【図 36】

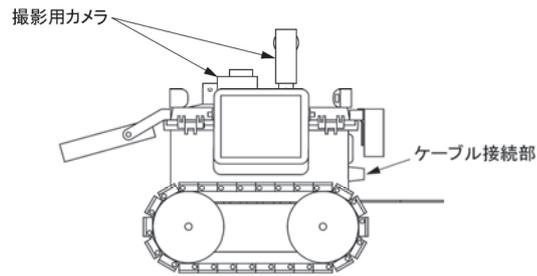
【正面図】



ロボット

1788569 号
株式会社大林組

【各部の名称を示す参考図 2】



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2024-011453/30/ja>

第 5 章 最新動向と今後の課題

1. 仮想空間におけるデザインの保護

昨年 3 月に「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」が特許庁から発行された。近年の [急速に発展したメタバース等で用いられる画像の中には、これまでの一般的な画像とは異なる性質を備えたものが多く見られるようになった]⁶⁾ 背景を受け、[仮想空間上のデザインについて画像意匠として保護可能な範囲に関する基本的な考え方を整理するとともに、意匠法の保護対象として認め

られる画像と認められない画像を事例形式で紹介] している。仮想空間上には、実際に存在する建築物や物品が表示されるケースが少なくないが、これらはあくまでも「画像」なので、建築物や物品の意匠権の権利は及ばない。当該現行法上の解釈は商標権も同様だ。しかしこれに異議を唱える意見もあり、今後の法改正等の動きを注視する必要がある。確かに自社の商品を他社が自由に画像上に表示させ、場合によっては仮想空間上で売買できる状況を問題視する意見も理解できる。現実世界では、例えば映画の中で著名なブランドのスポーツカーを使用する

場合、少なくとも当該ブランドから当該スポーツカーをレンタルし、許諾を得て使用するが、画像上で使用する場合、現状ではこのような行為や手続きは不要であり、現行法の中で許諾を得ることを義務化するのは困難だ。実際は例えばゲームの中で画像として使用する場合であっても、メーカーへ許諾を求めている企業がある一方、中には無断で使用している場合もあり、一定のルール作りが求められる。

現行法下において意匠法で保護する場合、当然のことながら画像として登録される要件を満たした画像でなければ登録されない。つまり、機能を伴う「操作画像」または「表示画像」でなければ画像意匠として登録することはできず、機能を伴わない単なる表示画像の場合は登録されない。

2. 今後の課題

法改正の目的として、イノベーションの推進とブランド構築のためのデザインの活用促進が挙げられていた。全体の統計上の数字を見る限り、目立つ成果は確認できなかった。しかし新たな保護分野における出願は着実に増加しており、新たな保護領域におけるデザインおよび意匠権の活用促進が期待される。それには創作者との密なコミュニケーションが必須だ。

本稿の執筆にあたり、様々な分野における多くの登録意匠を考察し、改めて様々な分野で多くのデザインが創作され、各社それぞれ工夫した権利の構築が成されていることを確認することができた。他方、改正法を活用している企業は未だ限られている印象を受けた。どのように意匠権を構築することがイノベーションの推進とブランド構築に資する有効な創作保護に繋がるか、法改正により多様化され選択肢の増えた出願手法について、本稿が参考になれば幸いである。今後、意匠制度がデザインの創作および活用の促進に更に貢献されることを期待したい。

注)

- 1) 特許庁行政年次報告書 2024 年版
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/index.html>
- 2) 改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向（令和 7 年 1 月 14 日 特許庁審査第一部意匠課）令和 7 年 1 月 6 日時点で取得可能な件数である。
- 3) 登録件数については、法改正の施行日が 4 月 1 日であるため、比較を容易にするため、各年は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間に出願され、検索日（2025 年 1 月 11 日～27 日）現在登録され J-Plat Pat 上にアップされている件数を示す。画像は、D ターム「W」が付与されている件数。2020 年以降は、従来より保護されていた物品の画像部分の意匠に加え、新たな保護対象の画像

- デザインが含まれる。建築物は、D ターム「L00 L25010 L25020 L251 L2601 L30 L3100 L311 L312 L3130 L3140 L32000 L321 L32200 L324 L3300 L3630」と除外キーワードの意匠に係る物品「組み立 組立」を組み合わせた検索件数。内装は、D ターム「L37?」で検索した件数。組物は、意匠に係る物品に「一組」が含まれる件数。以下同じ。
- 4) 登録年の 1～12 月の件数（特許庁行政年次報告書 2024 年版 41, 42, 114 頁）
 - 5) ここでは 1 年程度前の出願が当該年に登録されたと仮定
 - 6) [] 内の文章は、「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」令和 6 年 3 月特許庁からの引用。以下同じ。